



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年12月10日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

課 名：三光支所総務・住民課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 契約事務について</p> <p>随意契約において、中津市随意契約ガイドラインに沿っていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、ガイドライン等を参照し、適正な契約事務を行うよう求めた。</p> <p>(2) その他</p> <p>公金の取扱いについて、より適正な公金管理や収納事務がとられることを望む。</p>	<p>今回指摘を受けたことを課内全員で共有します。今後は常に中津市随意契約ガイドラインの確認を行い、適切な契約事務を行います。</p> <p>金融機関への現金の持込みにつきましては、金融機関との協議を行い、ご指摘のとおり変更し、公金取扱マニュアルを訂正しました。今回の指摘を受けたことを、収納担当職員で共有し適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後一層、現金の保管については注意しながら取り扱っていくとともに、より適切な公金収納の事務処理に向け検討してまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

課 名：三光支所農林建設課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について 道路占用許可業務の事務処理について、一部簡略化が見られた。 今後は、規則等に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 契約事務について 設計内容において一部簡略化した記載が見受けられたので、是正を求めた。</p> <p>(3) 財産管理について 中津市有財産規則では、財産台帳は、字図写し、平面図等の必要な図面を附属しなければならないとされている。 しかしながら、財産台帳に平面図等の一部整備漏れが見受けられた。 今後は、規則に基づき適正な台帳整備をされたい。</p>	<p>中津市道路占用料徴収等に関する条例では、占用を許可したときは直ちに納入通知書を交付し、占用開始前に納付しなければならないと定められていますが、現状では納付前に占用開始許可を行っていました。 今後は、占用開始前に納付が行われるよう課員全員で共有し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>設計書の業務内容については、事務処理誤りにより、一式で計上しておりました。 今後は数量欄等明確な数量を記載するよう課員全員で認識を共有し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>中津市有財産規則では、財産台帳は、字図写し、平面図等の必要な図面を附属しなければならないとされていますが、平面図の一部整備漏れ等がございましたので、今後は規則に基づき適正な台帳整備を行います。 なお、不備のありました財産台帳につきましては今年度中に整備いたします。</p>	